

令和 7 年度第 2 回
滝沢市立学校給食センター運営委員会

日 時 令和 7 年 1 月 19 日 (金)

午後 4 時 15 分～午後 5 時 15 分

場 所 滝沢市役所 2 階 大会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議事録署名人の指名

5 議題

賄材料費の現状及び今後の給食費について

6 その他

7 閉会

滝沢市立学校給食センター運営委員会委員名簿

番号	役職	氏 名	職 名
1	会長	藤倉 浩康	滝沢東小学校PTA会長 (滝沢市PTA連絡協議会会長)
2	副会長	阿部 拓也	滝沢小学校長 (滝沢市小中学校長会会长)
3		藤川 真人	篠木小学校長
4		本宮 真樹	滝沢第二小学校長
5		亀丸 泰彦	一本木小学校長
6		小野寺 光夫	姥屋敷小中学校長
7		野里 洋介	滝沢南中学校長
8		岡田 幸一	滝沢第二中学校長
9		関 鮎 美	鵜飼小学校PTA会長
10		高橋 美奈子	柳沢小中学校PTA会長
11		工藤 一晃	滝沢中央小学校PTA会長
12		深澤 千春	一本木中学校PTA会長
13		山内 大輔	滝沢中学校PTA会長
14		山下 金吾	滝沢市民生児童委員連絡協議会会长
15		中村 文雄	滝沢市民生児童委員連絡協議会副会长
16		太野 忍	滝沢市民生児童委員連絡協議会副会长
17		大守 哲夫	滝沢南部主任児童委員
18		照井 カヅエ	滝沢中部主任児童委員
19		伊藤 紀子	滝沢北部主任児童委員

滝沢市教育委員会 滝沢市立学校給食センター職員名簿

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教 育 長	太田 厚子	主 査	松浦 すみれ
教 育 次 長	久保 雪子	主 任	山本 賢治
所 長	村 上 斎	栄養教諭	柳田 晴美
総括主査	宮田 聖子	栄養教諭	小笠原 美保子
副 主 幹	松本 昭彦	学校栄養職員	五日市 理菜
主 任 主 査	川村 晓子		

議題

賄材料費の現状及び今後の給食費について

令和 7 年 1 月 19 日

滝沢市教育委員会
滝沢市立学校給食センター

1 概要

近年の物価上昇の影響により、次の要件をもとに米飯を中心とし各食材費が上昇しており、賄材料費が高騰していることから、現状における児童生徒の1食当たりの賄材料費を精査する必要があると考えられ、検討を行う。

要因①：食材料費や人件費等の物価高騰の長期間に及ぶ継続

要因②：猛暑、大雨、寒波等の異常気象による農産物等の不安定な価格状況

2 検討にあたって

賄材料費の精査に当たっては次項以降において検討していくが、令和4年度時点における賄材料費としては、1食当たり【小学校：300円】【中学校：330円】として算定しており、これが現在の給食費として保護者にご負担いただいている額となっているが、以下の事項を前提としたうえで、現時点において適切な児童生徒の1食当たりの賄材料費を検討していくこととする。

- (1) 滝沢産、岩手県産、国産原材料を中心に、安心安全な食材を調達し提供する。
- (2) 学校給食法第2条で定められている学校給食の目標を達成できる給食を提供する。
- (3) 給食の献立内容は、現状を維持し、適正な栄養価を摂取できるように検討する。

参考 学校給食法

第二条 学校給食を実施するに当たつては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために

、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

3 給食費と賄材料費の現状

給食費収入と賄材料費支出の令和元年度から令和6年度実績及び令和7年度見込みは、次の通りとなっている。

表 1

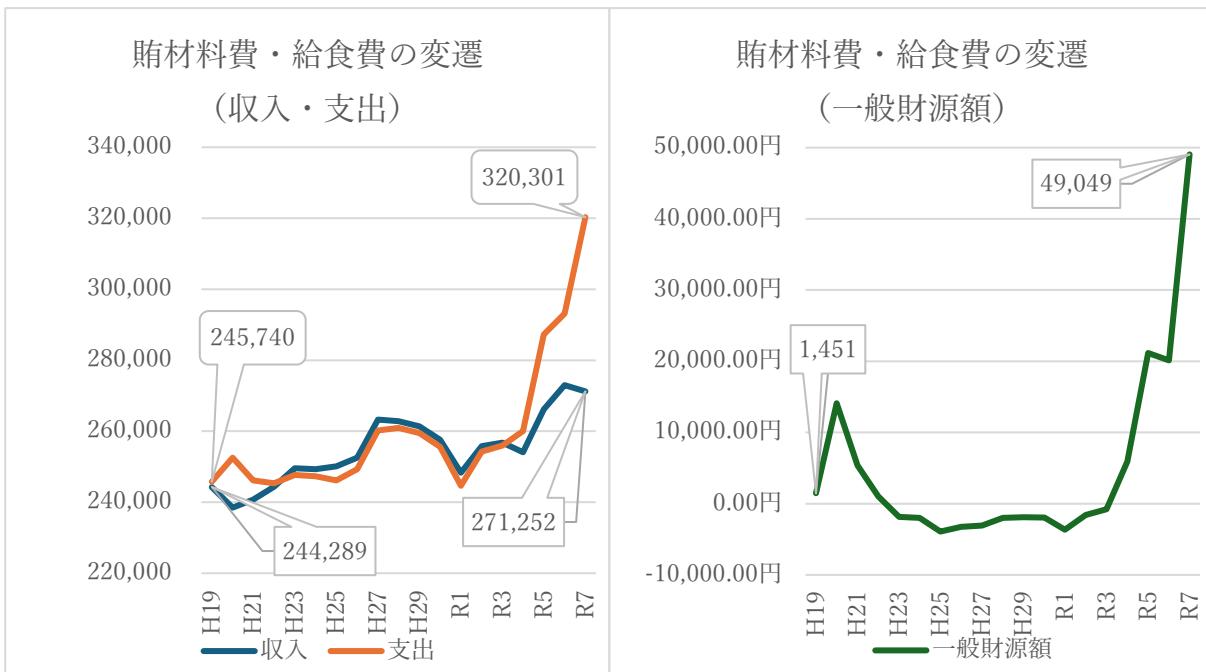
【単位：千円】

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (見込み)
収入 (給食費等)	248,310	255,828	256,773	254,050	266,118	272,981	271,252
支出 (賄材料費等)	244,640	254,244	256,002	259,986	287,287	293,113	320,301
収支差額	3,670	1,584	771	-5,934	-21,169	-20,131	-49,049

- ・令和3年度までは、若干の収入過多であり、概ね収支は安定している。
- ・令和4年度以降は、令和5年度及び令和6年度に給食費の保護者負担額を値上げしたが、支出に対して収入が不足している状況が続いている。
- ・長期にわたる給食費と賄材料費の関係は、以下のグラフの通りとなっている。

図 1

単位：千円



- ・過去の賄材料費は、約2億5千万円前後で推移していたが、近年急激に増加し令和7年度においては、約3億2千万と予測される。
- ・令和7年度における賄材料費と給食費の収支差額は、約5千万円と予測され、過去最も大きい一般財源による補填となる見込みである。

4 賄材料費の各食材の単価推移

物価高騰及び人件費高騰並びに天候不順によるものと考えられる食材の物価は、一部商品を除き増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと考えられる。

そのように判断した検証結果について、以下（1）～（4）にて品目ごとの詳細な価格動向を調査した。

なお、各食材等の価格推移について、賄材料費価格が増加している令和4年度以降の推移を検証することとした。

（1）米飯の価格動向

この4年間で以下の通り増加した。

小学校

令和4年度: 56.94円 ⇒ 令和7年度: 94.41円 (65.81% : 37.47円増)

中学校

令和4年度: 65.91円 ⇒ 令和7年度: 117.21円 (77.83% : 51.30円増)

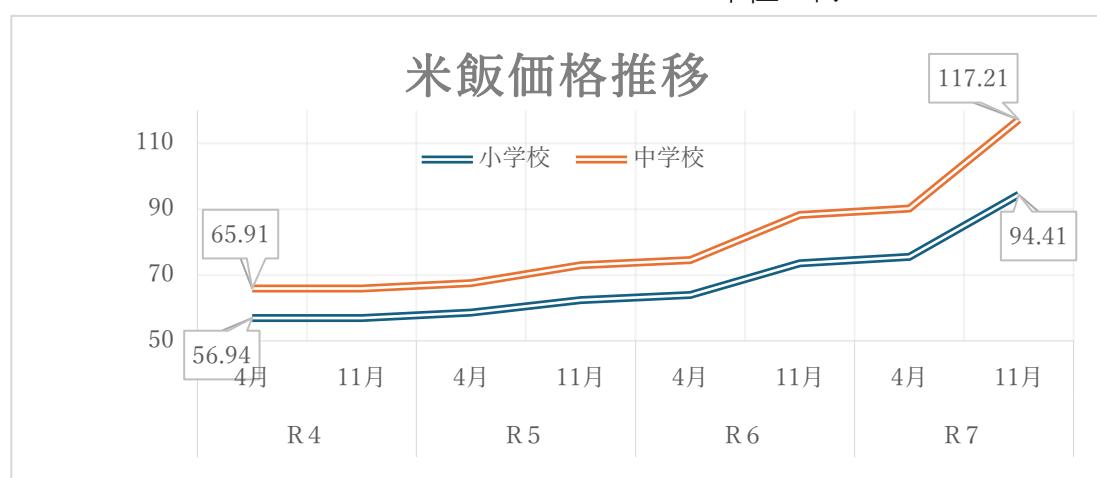
なお、米飯価格の詳細な動向は、下記の表及びグラフの通りとなっている。

表2 1食当たりの米飯価格

	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	(年度内価格変更無し)	4月～	11月～	4月～	11月～	4月～	11月～
小学校	56.94円	58.58円	62.36円	63.95円	73.54円	75.51円	94.41円
改定時上昇率	—	102.88%	106.45%	102.55%	115.00%	102.68%	125.03%
令和4年4月比	—	102.88%	109.52%	112.31%	129.15%	132.61%	165.81%
中学校	65.91円	67.55円	72.95円	74.54円	88.24円	90.21円	117.21円
改定時上昇率	—	102.49%	107.99%	102.18%	118.38%	102.23%	129.93%
令和4年4月比	—	102.49%	110.68%	113.09%	133.88%	136.87%	177.83%

図2

単位：円



- ・米飯価格は今年度急激に上昇していることから、今後の推移を注視する必要がある。

(2) 牛乳価格の価格動向

この4年間で以下の通り増加した。

$$52.68 \text{ 円} \Rightarrow 65.15 \text{ 円} (23.67\% : 12.47 \text{ 円増})$$

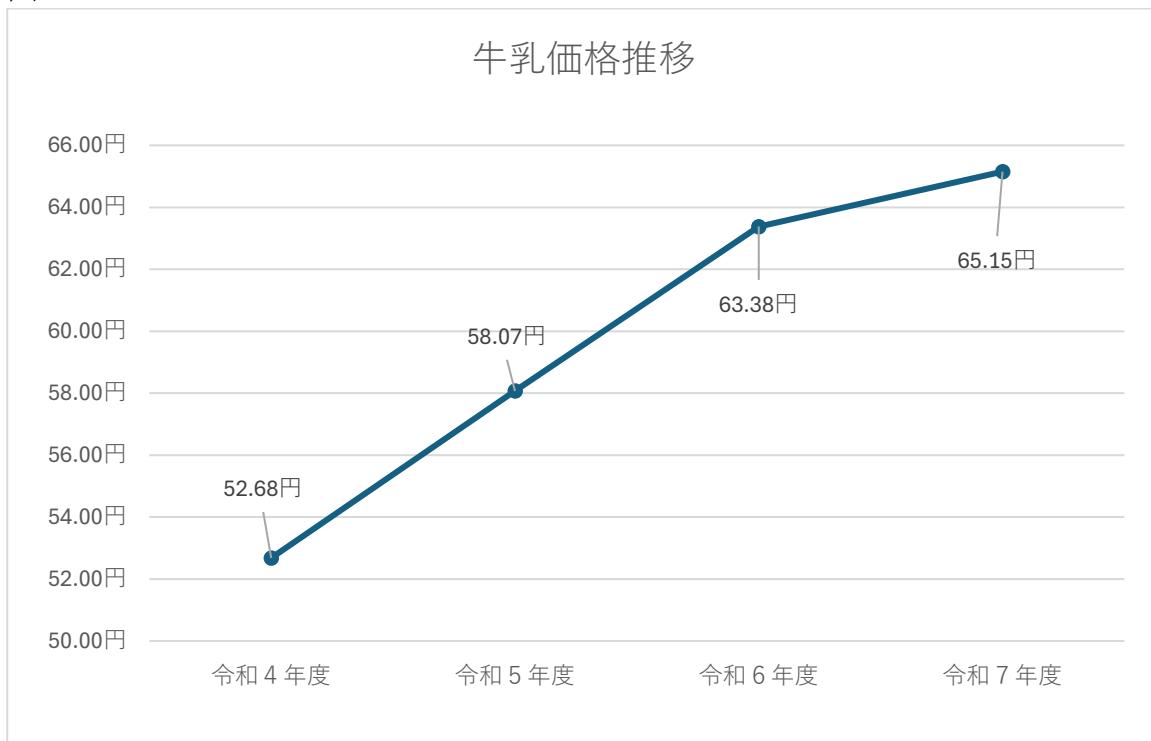
※小学校・中学校価格共通。

なお、牛乳価格の動向は、下記の表及びグラフの通りとなっている。

表3

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校・中学校	52.68 円	58.07 円	63.38 円	65.15 円
改定時上昇率		110.23%	109.14%	102.79%
令和4年4月比		110.23%	120.31%	123.67%

図3



その他の乳製品の単価についても増加傾向にあった。

〈バター (450g)〉

令和4年度: 627.5 円 ⇒ 令和7年度: 850 円 (35.46% : 222.5 円増)

〈ジョア〉

令和4年度: 46 円 ⇒ 令和7年度: 48 円 (4.35% : 2 円増)

(3) 主菜の価格動向

主菜の価格動向については、使用頻度の高い食材の年間平均価格を比較し、その推移を確認した。

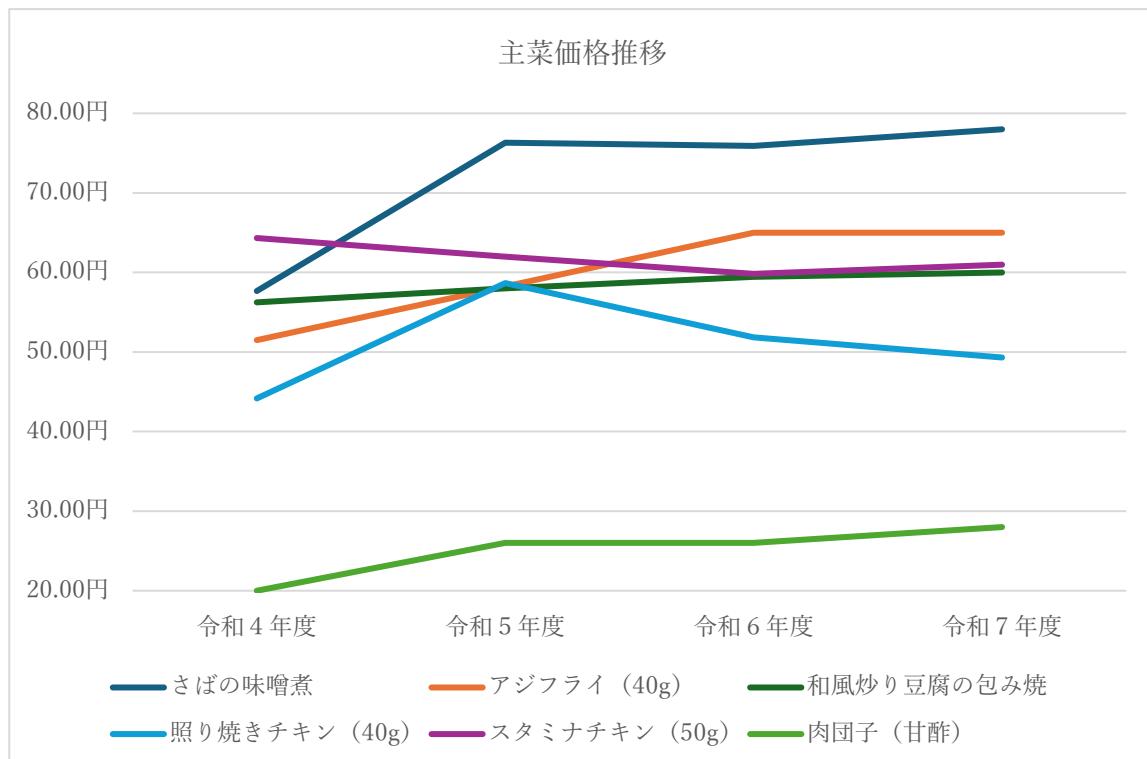
なお、以下の表及び図は【1食当たり】の価格である。

表4

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
さばの味噌煮	57.67円	76.33円	75.90円	78.00円
アジフライ (40g)	51.50円	58.25円	65.00円	65.00円
和風炒り豆腐の包み焼	56.25円	58.00円	59.44円	60.00円
照り焼きチキン (40g)	44.17円	58.67円	51.83円	49.33円
スタミナチキン (50g)	64.33円	62.00円	59.83円	61.00円
肉団子 (甘酢)	20.00円	26.00円	26.00円	28.00円

※表中の主菜は、使用頻度が高く、かつ令和4年度から令和7年度まで継続して使用実績のあるものを抜粋した。

図4



・一部食材で令和4年度から令和5年度にかけて大幅に価格が上昇したものの、昨今の物価高騰の中でも、加工品については、価格変動の傾向にばらつきが見られるが、概ね価格は上昇傾向にあるものと考えられる。

(4) 野菜の価格動向

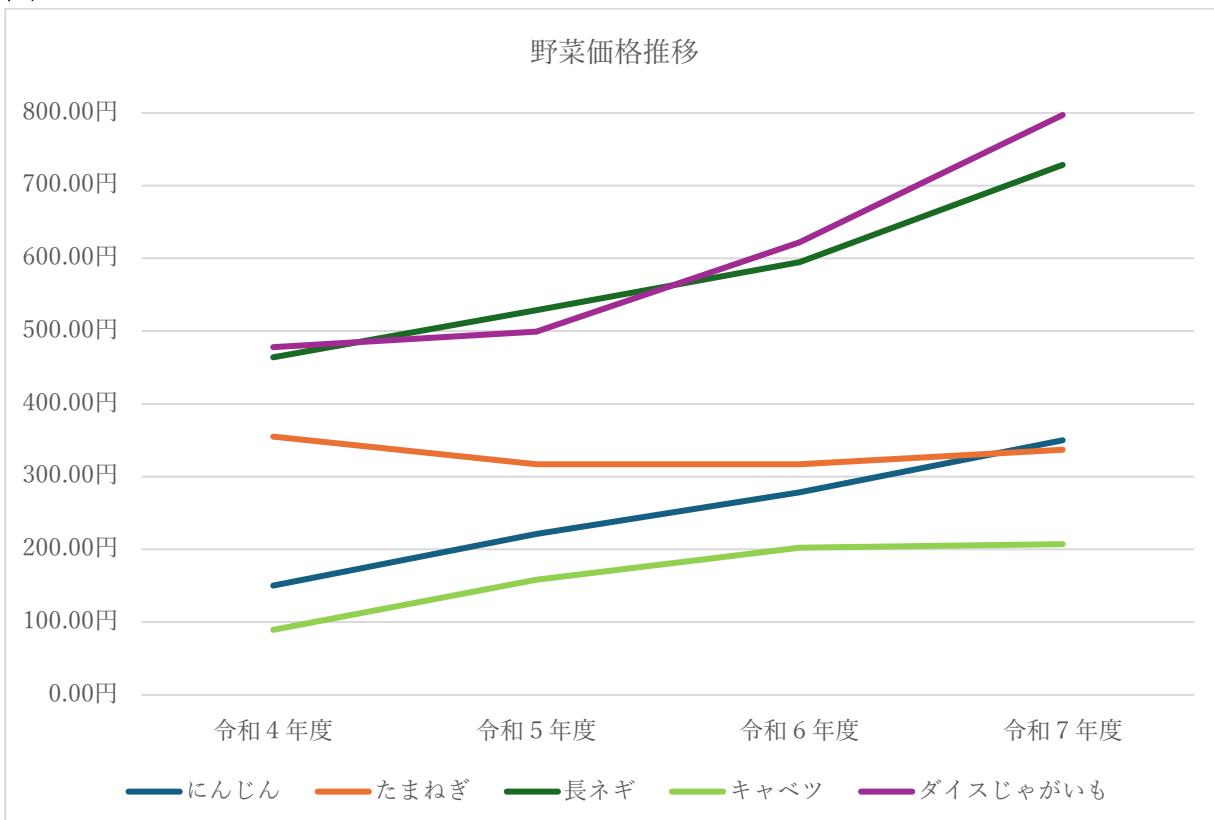
野菜の価格動向についても、使用頻度の高い野菜について年間平均価格を比較し、その推移を確認した。

なお、以下の表及び図は【1kg当たり】の価格である。

表5

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
にんじん	150.20円	221.20円	278.50円	350.00円
たまねぎ	355.00円	317.00円	317.00円	337.14円
長ネギ	464.00円	529.00円	595.00円	728.57円
キャベツ	89.40円	158.10円	202.50円	207.14円
ダイスじやがいも	478.00円	499.50円	622.30円	797.14円

図5



- ・昨今の物価高騰に伴い、大幅に価格上昇を続けている食材が多く存在していた。
- ・価格上昇が著しい品目及び価格上昇率は以下の通り。

〈にんじん〉

令和4年度: 150.2円 ⇒ 令和7年度: 350円 (133.2% : 199.8円増)

〈長ネギ〉

令和4年度: 464円 ⇒ 令和7年度: 728.57円 (57.01% : 262.57円増)

〈ダイスじやがいも〉

令和4年度: 478円 ⇒ 令和7年度: 797.14円 (66.76% : 319.14円増)

5 令和7年度における1食当たりの賄材料費単価

令和7年度における1食当たりの賄材料費は、食材費の高騰などにより、下表のとおりと試算される。

4月		11月		2月	
R6	1食当たり賄材料費 (米、牛乳込み)	R6	1食当たり賄材料費 (米、牛乳込み)	R6	1食当たり賄材料費 (米、牛乳込み)
小学校	309.49円	小学校	344.83円	小学校	349.84円
中学校	320.93円	中学校	360.70円	中学校	365.71円

R7	1食当たり賄材料費 (米、牛乳込み)	R7(※) (推測値)	1食当たり賄材料費 (米、牛乳込み)	R7(※) (推測値)	1食当たり賄材料費 (米、牛乳込み)
小学校	350.03円	小学校	376.74円	小学校	381.94円
中学校	365.90円	中学校	401.37円	中学校	406.56円

※4月～10月において、令和6年度と令和7年度の1食当たりの賄材料費（米、牛乳除く）が、月平均で3.77%上昇しており、11月及び3月もR6対比で3.77%上昇すると仮定して算出した。

以上により、児童生徒の一食当たりの賄材料費を、

小学校：約380円（現行 300円、80円増）

中学校：約410円（現行 330円、80円増）

とすることが必要であると見込まれる。

6 まとめ及び今後の給食費について

今回の推計で、令和7年度における1食当たりの賄材料費単価を算出したところ、現行の給食費（保護者負担額）と大きな乖離があると判断された。

また、令和4年度から令和7年度までにおける物価上昇は著しく、令和8年度以降もその傾向は継続する可能性が大いに有り得ることから、現時点での給食費改定を行わなければ、将来的に前頁の案以上の大きな値上げをせざるを得なくなる。

さらに、今後も物価上昇が続いた場合は、概ね2～3年を目安に1食当たりの賄材料費を精査し、適正な給食費を検討していく必要があると考えられる。

令和8年度の給食費については、前回改定時と同様、保護者負担を可能な限り軽減しながら、必要な給食費を確保したうえで、安全安心で栄養価に配慮した献立が作成することが望ましいと考えている。

なお、現在国においては、令和8年4月から公立小学校の給食費を無償化にする方針を打ち出し、検討しているが、どのような制度で行っていくのか現時点では不明瞭である。

今後どのような制度設計により実現していくのか、内容が示された段階で、本案の小学校の保護者負担について変更されることが予想されるため、国の動向を注視し、本案を基本としながら、小学校における給食費負担を無償化した場合には、その制度内容で保護者負担等について再検討が必要と考えている。

【参考】 令和8年度の給食費（保護者負担分）改定案について

令和7年度の児童生徒の一食当たりの賄材料費単価は、

・小学校 380円：年額66,500円（現行：300円：年額52,500円）

・中学校 410円：年額69,700円（現行：330円：年額56,100円）

と推計された。

学校給食法第11条第2項にもとづき、賄材料費を保護者が負担するとの原則を踏まえて、その負担方法について学校給食センターとしては、以下の案により給食費改定を行うこととしたい。

なお、令和8年度における物価上昇分については、現状で考察できないことから、市の財源において補助するものとする。

案：段階的に保護者負担額を増加【激変緩和措置】

学校給食法第11条第2項に基づき、賄材料費の全額を保護者負担とするのが基本となるが、著しい給食費上昇となり、家計への負担が大きいと思われるため、令和8年度は値上がり分の50%、令和9年度は値上がり分を含め全額を保護者負担することにより、2か年に分けて給食費の改定を行う。

なお、令和5年度に学校給食費の改定を行った際は、令和5年度と令和6年度の2か年に分けて改定を行った。

《資料》

A案：賄材料費を全額保護者負担。

・小学校：380円：年額66,500円

（令和6年度比：1食当たり80円増、年額1,400円増）

・中学校：410円：年額69,700円

（令和6年度比：1食当たり80円増、年額1,360円増）

※市の補助：約1,500万円（内、小学校1,000万円、中学校500万円）

B案：賄材料費の一部を市の財源で補助

令和7年度の値上がり分の内、50%を市の財源で補助

・小学校：340円：年額59,500円

（令和6年度比：1食当たり40円増、年額7,000円増）

・中学校：370円：年額62,900円

（令和6年度比：1食当たり40円増、年額6,800円増）

※市の補助：約3,700万円（内、小学校2,600万円、中学校1,100万円）

C案：賄材料費の上昇分を全て市の財源で補助（現行の保護者負担額を維持）

・小学校：300円：年額52,500円

・中学校：330円：年額56,100円

※市の補助：約6,800万円（内、小学校4,700万円、中学校2,100万円）

○滝沢市立学校給食センター設置条例

昭和59年3月21日

条例第8号

改正 平成元年6月12日条例第25号

平成17年3月25日条例第10号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

滝沢村立学校給食センター設置条例（昭和43年滝沢村条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、滝沢市立学校給食センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 滝沢市は、滝沢市立学校設置条例（昭和60年滝沢村条例第7号）に規定する小学校及び中学校の学校給食に関する調理等の業務を一括処理する施設として、次のとおり滝沢市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

名称	位置
滝沢市立学校給食センター	滝沢市外山86番地18

（職員）

第3条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

（滝沢市立学校給食センター運営委員会の設置）

第4条 給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、滝沢市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の所掌事務）

第5条 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について、審議し、及び助言する。

（運営委員会の組織）

第6条 運営委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1） 小学校長

（2） 中学校長

（3） PTAの代表者

（4） 滝沢市民生委員・児童委員の代表者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の会長及び副会長)

第7条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。ただし、運営委員会の会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（平成元年6月12日条例第25号）

この条例は、平成元年9月4日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月13日条例第49号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第50号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。